

意見書案第5号

新たな「地方公共団体財政健全化法」について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成19年6月22日提出

提出者議員	鎌田誠
賛成者議員	古石英仁
〃	井幡修一
〃	太田博之
〃	篠原藤雄
〃	天崎弘
〃	野尻清
〃	橋本順二
〃	上田久司

新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書

「地方財政再建促進特別措置法」にかわる新たな自治体財政再建法として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が第166通常国会で審議されている。

この法律は、自治体財政の健全性に関する比率を公表し、健全化を図るための計画を策定する制度を定めるもので、地方公共団体が毎年度、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率を議会に報告し公表するとしている。

しかし、連結実質赤字比率の算定では、一般会計の他に国民健康保険会計や介護保険会計、下水道会計などの特別会計、水道事業会計や病院事業会計などの公営企業会計の赤字額も算入される。

また、将来負担比率では、地方債の現在高に加え、全職員が退職を想定した場合の退職手当金などを自治体の負債として算入される。

については、今回の「地方公共団体財政健全化法」の施行に当たっては、次の点について強く求める。

記

1. 連結実質赤字比率の新設により、特別会計・企業会計の赤字や第三セクターの借金などを含めて、自治体財政を連結ベースでチェックすることにより、要注意段階の「財政健全化団体」や実質破綻状態の「財政再生団体」に陥る自治体の発生に対して、十分な対策を考慮すること。
2. 自治体が経営する病院事業の6割超が赤字であり、さらに地域医療体制において医師不足が病院会計を悪化させており、地域医療の拠点である自治体病院に対して医師確保対策を十分に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣